

一般競争入札に関する公告

社会福祉法人 百葉の会 の発注する次の物品について、一般競争入札を行いますので公告します。

令和 4 年 11 月 18 日

社会福祉法人 百葉の会
理 事 長 湖 山 泰 成

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 (仮称) 特別養護老人ホームももは草加 各種備品購入
- ① PC 他一式
 - ② 食器・鍋釜・厨房備品一式
 - ③ 災害備蓄備品一式
- (2) 仕 様 別紙仕様書のとおり
※仕様については、一部同等品以上の提案を可とする。
※搬入費・設置費は含めること。
- (3) 納 入 期 限 令和 5 年 3 月 15 日
- (4) 納 入 場 所 (仮称) 特別養護老人ホームももは草加
埼玉県草加市原町 1 丁目 1111 番 1 他 (地名地番)

2. 入札日程等

- (1) 公 告 日 令和 4 年 11 月 18 日 (金)
- (2) 応募締切日時 令和 4 年 11 月 25 日 (金) 午後 5 時まで
- (3) 仕様書等配布日 令和 4 年 11 月 27 日 (日) までに発送。
- (4) 質疑書提出日時 令和 4 年 12 月 5 日 (月) 午後 5 時まで
※質問、回答の方法は入札説明書により通知する。
- (5) 入 札 予 定 日 令和 4 年 12 月 19 日 (月) (即日開札)
※時間、場所は入札説明書により通知する。

3. 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県の物品等競争入札参加資格登録事業者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約にかかる入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律 154 号) に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申し立てがされていないこと、手形又は小切手が不渡りになったことがないこと。
- (5) 暴力団不当介入排除に関する入札参加資格により資格がないとされていないこと。
- (6) 当法人の理事長および理事もしくはこれらの者の又はその親族 (以下「法人役員等」という。) が役員に就任している法人、法人役員等が議決権の過半数を有している法人その他の法人役員等が特別の利害関係を有する者でないこと。
- (7) 公告日から起算して過去 3 年以内に、特別養護老人ホーム等介護施設への同様の納入実績が 1 件以上ある者であること。

4. 入札参加手続きなど

- (1) 受付期間 公告日から令和4年11月25日(金)まで
※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 問合せ・受付時間 午前10時から午後5時まで
- (3) 提出書類 書式は問合せ先に電子メールにて請求。
ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
イ 一般競争入札参加資格等確認資料(様式無)
※資格証の写し等添付すること
ウ 会社案内・会社経歴書(パンフレット可)
エ 直近3年間における同様の納入実績を証する書類
※書式は特に指定しない
※必須記載事項は、納入先法人名・納入年月日・主な納入品目
- (4) 提出方法 郵送又は宅急便のみ ※締切日午後5時必着
※提出書類に関しては返却しない
- (5) 提出部数 2部
- (6) 提出・問合せ先 〒340-0051 埼玉県草加市長栄3-44-7 203号室
社会福祉法人 百葉の会
担当：開設準備室 岩邊 友紀
電話：048-950-8322 FAX：048-950-8323
E-mail：y-iwanabe@momoha.or.jp
土日祝日を除く10:00から17:00
※問合せ、回答については、電子メールにて行う

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び仕様書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について11月27日(日)までに書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には仕様書等[入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書]を宅配便により配布する。(現場説明会は行わないものとする。)
- (3) 配布した図面・仕様書は入札日に持参し、返却するものとする。

6. 入札・契約に関する事項

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有(非公表)
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無
- (5) 契約保証金 無

7. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初度入札において予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお初度入札に参加しない者は再度入札に参加できないものとする。
再度入札は2回まで行う。ただし、初度入札に参加する企業が1者のみであった場合は1回のみ入札を行い再度入札は行わない。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
①最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。

条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。

条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。

(4) 最低価格で入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札に当たっての注意事項

(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。なお、仕様書等は速やかに返却するものとする。

(4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。

(5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。

(6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

① 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

② 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

③ 談合その他不正行為があったと認められる入札

④ 虚偽の一般競争入札確認申請書を提出した者がした入札

⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印のないもの

イ 入札金額を訂正した入札書によるもの

ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの

エ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

カ 入札に参加する資格のない者がしたもの

キ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

ク 他人の代理を兼ねた者がしたもの

ケ 二以上の入札書を提出した者がしたもの

コ 二以上の者の代理をしたものがしたもの

⑦ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. その他

(1) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。

(2) 仕様書を入手したものは、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。

(3) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を議決した後とする。